

令和4年第2回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（6月3日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
諸報告	4
議長の選挙	4
休憩・再開	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第1号	
報告（伊藤管理者）	6
議案第9号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	6
表決	8
議案第10号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	8
質疑	8
鎌内つぎ子君	8
（答弁）日向消防本部警防課長	9
鎌内つぎ子君	9
（答弁）日向消防本部警防課長	9
鎌内つぎ子君	9
（答弁）日向消防本部警防課長	9
鎌内つぎ子君	10
（答弁）日向消防本部警防課長	10
横山悦子君	10

(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 0
横山悦子君	1 1
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 1
横山悦子君	1 1
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 1
横山悦子君	1 1
佐藤弘樹君	1 2
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 2
佐藤弘樹君	1 2
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 3
佐藤弘樹君	1 3
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 3
佐藤弘樹君	1 4
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 4
佐藤弘樹君	1 4
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 4
佐藤弘樹君	1 4
表決	1 5
議案第 1 1 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	1 5
質疑	1 6
鎌内つぎ子君	1 6
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 6
鎌内つぎ子君	1 6
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 6
鎌内つぎ子君	1 6
(答弁) 大石消防本部消防次長	1 7
鎌内つぎ子君	1 7
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 7
鎌内つぎ子君	1 7
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 7
鎌内つぎ子君	1 8
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 8
鎌内つぎ子君	1 8
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 8

鎌内つぎ子君	1 9
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 9
鎌内つぎ子君	1 9
(答弁) 日向消防本部警防課長	1 9
鎌内つぎ子君	1 9
休憩・再開	1 9
横山悦子君	2 0
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 0
横山悦子君	2 0
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 0
横山悦子君	2 1
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 1
横山悦子君	2 1
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 1
横山悦子君	2 1
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 1
横山悦子君	2 2
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 2
横山悦子君	2 2
佐藤弘樹君	2 2
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 2
佐藤弘樹君	2 3
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 3
表決	2 3
議案第12号	
提案理由の説明(伊藤管理者)	2 4
質疑	2 4
横山悦子君	2 4
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 4
横山悦子君	2 5
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 5
横山悦子君	2 5
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	2 5
横山悦子君	2 5
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 6

横山悦子君	2 6
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 6
横山悦子君	2 7
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 7
横山悦子君	2 7
佐藤弘樹君	2 7
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 7
佐藤弘樹君	2 7
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 7
佐藤弘樹君	2 8
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 8
佐藤弘樹君	2 8
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 8
佐藤弘樹君	2 8
(答弁) 日向消防本部警防課長	2 9
佐藤弘樹君	2 9
表決	2 9
議案第 1 3 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	3 0
質疑	3 1
横山悦子君	3 1
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 1
横山悦子君	3 1
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 2
横山悦子君	3 2
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 2
横山悦子君	3 2
佐藤弘樹君	3 2
(答弁) 柴岡参事兼業務課長	3 3
佐藤弘樹君	3 3
(答弁) 金森副管理者	3 3
佐藤弘樹君	3 4
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 4
佐藤弘樹君	3 5
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 5

平吹俊雄君	3 6
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 6
平吹俊雄君	3 6
(答弁) 佐藤施設整備課長	3 6
表決	3 7
閉会	3 7

令和4年第2回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和4年6月3日（金）

午後2時00分開会～午後4時16分閉会

2 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 諸報告
- 第3 議長の選挙
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 報告第1号 令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第7 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 第8 議案第10号 財産の取得について
- 第9 議案第11号 財産の取得について
- 第10 議案第12号 財産の取得について
- 第11 議案第13号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 議長の選挙
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 報告第1号 令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書
- 日程第7 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第10号 財産の取得について
- 日程第9 議案第11号 財産の取得について
- 日程第10 議案第12号 財産の取得について
- 日程第11 議案第13号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

4 出席議員（14名）

- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 関 武 徳 君 | 2番 | 佐 藤 弘 樹 君 |
| 3番 | 鎌 内 つぎ子 君 | 4番 | 横 山 悦 子 君 |
| 5番 | 氏 家 善 男 君 | 6番 | 中 山 哲 君 |
| 7番 | 福 田 弘 君 | 8番 | 早 坂 忠 幸 君 |
| 9番 | 三 浦 英 典 君 | 10番 | 米 木 正 二 君 |

12番 久 勉 君

13番 鈴木宏通君

14番 平吹俊雄君

15番 吉田二郎君

5 欠席議員 (1名)

11番 後藤洋一君

6 説明員

管理者 伊藤康志君

副管理者 猪股洋文君

副管理者 早坂利悦君

副管理者 遠藤稔雄君

副管理者 相澤清一君

副管理者 金森正彦君

事務局長兼
総務課長 藤島善光君

参事兼
業務課長 柴岡雄司君

施設管理課長 坂本徹君

施設管理
副参事 鈴木修一君

施設整備課長 佐藤忠房君

消防本部長
消防本部長 櫻井俊文君

消防本部長
消防次長 大石誠君

消防本部長
消防課長 日向裕昭君

7 議会事務局出席職員

事務局長 安倍潔君

次長
兼議事係長 高橋正樹君

主事 小口優君

総務課
課長補佐
兼総務企画係長 水上吉治君

会 議 の 経 過

開 会

午後2時00分

○副議長（鈴木宏通君） 今議会は、相澤孝弘組合議会議長が令和4年4月29日をもって組合議会議員としての任期が満了したことに伴い、議長がただいま欠員となっておりますことから、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行いますので、よろしくお願いをいたします。

出席議員定足数に達しておりますので、令和4年第2回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○副議長（鈴木宏通君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 議席の指定」

○副議長（鈴木宏通君） 日程第1 議席の指定を行います。

去る5月13日に開催されました大崎市議会臨時会において、関武徳議長、佐藤弘樹議員、鎌内つぎ子議員、横山悦子議員、氏家善男議員が当組合議会議員に選出されました。誠にめでとうございます。

皆様方には、当組合同規約第5条の規定により、当組合議会議員に御就任されました。よって議会議事規則第4条の規定により、私から議席の指定を行います。関武徳議員1番、佐藤弘樹議員2番、鎌内つぎ子議員3番、横山悦子議員4番、氏家善男議員5番に指定いたします。

なお、皆様方からはあらかじめ御挨拶をいただいておりますことから、本会議での御挨拶は割愛させていただきます。

ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） お許しをいただきましたので、私からもお喜びの御挨拶を申し上げさせていただきます。

御紹介がありましたように、去る5月13日に開催されました大崎市議会本会議第1回臨時会において、当組合議会議員に、関武徳議長、佐藤弘樹議員、鎌内つぎ子議員、横山悦子議員、氏家善男議員が選出されましたことに対し、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

今般選出されました議員の皆様は、ベテラン、実力者ぞろいでございますので、大崎広域圏の振興発展のために一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げて、御就任のお祝いとさせていただきます。誠にめでとうございました。

「日程第2 諸報告」

○副議長（鈴木宏通君） 日程第2 諸報告を行います。

議会運営委員会の人事について御報告を申し上げます。

組合議会委員会条例第4条の規定により、去る3月25日に議長の指名により、美里町議会選出の平吹俊雄議員が議会運営委員に選任されました。また、地方自治法第106条第1項及び組合議会委員会条例第4条の規定により、5月18日付で大崎市議会選出の佐藤弘樹議員を組合議会副議長の指名により議会運営委員に選任し、6月1日に開催されました議会運営委員会におきまして、当組合議会委員会条例第5条第2項の規定により互選を行い、佐藤弘樹委員が議会運営委員長に選出されたことを御報告申し上げます。

本日の欠席通告者は、11番後藤洋一議員であります。御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第3 議長の選挙」

○副議長（鈴木宏通君） 日程第3 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木宏通君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、私から指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木宏通君） 御異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定いたしました。

大崎地域広域行政事務組合議会議長に、関武徳議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま私が指名いたしました関武徳議員を大崎地域広域行政事務組合議会議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木宏通君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました関武徳議員が大崎地域広域行政事務組合議会議長に当選

いたしました。

当選されました関武徳議員が議場におられますので、本席から組合議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選されました関武徳議員から御挨拶をいただきます。

関武徳議員、御登壇願います。

○議長（関 武徳君） ただいま皆様方から御承認、任命を頂戴しました大崎広域事務組合議長として、その職責の重さを改めて受け止めさせていただきながら、これからのその使命、そしてまた、この大崎圏域住民の皆様方の負託、そしてまた、お一人お一人の幸せをしっかりと捉えながら、公正公平な議会運営にしっかりと努めなければならないという、その使命感に今燃えております。ぜひ皆様方のお支え、御指導の下で、しっかりと大崎広域の使命を果たせるように議会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ここで管理者から発言の申出がありますので、これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） お許しをいただきましたので、再びお祝いを申し上げさせていただきます。

ただいま当組合議会議長に当選されました、大崎市議会議長でもございます関武徳新議長に心からお喜びを申し上げさせていただきます。識見、経験豊かな新議長でございますので、大崎広域圏の振興発展のため、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、御当選のお喜びとさせていただきます。おめでとうございました。

○副議長（鈴木宏通君） 以上をもちまして、私の職務の全てを終了いたします。皆様の御協力、誠にありがとうございました。

関武徳議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩をいたします。

午後2時08分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（関 武徳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

「日程第4 会議録署名議員の指名」

○議長（関 武徳君） 日程第4 本日の会議録署名議員を指名いたします。8番早坂忠幸議員、14番平吹俊雄議員のお二人をお願いをいたします。

「日程第5 会期の決定」

○議長（関 武徳君） 日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第6 報告第1号 令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書」

○議長（関 武徳君） 日程第6 報告第1号令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書について、管理者から報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 報告第1号令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告いたします。議案書の1ページをお開き願います。

4款3項清掃費、東部クリーンセンター管理経費のガス冷却室噴射水加圧ポンプ更新工事につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、工事で必要な噴射水加圧ポンプの生産が遅れたことから、年度内での完成が困難となったため、地方自治法第220条第3項ただし書の規定に基づき、事故繰越しとして440万円を令和4年度へ繰り越すものでございます。

以上、一般会計事故繰越し繰越計算書の御報告とさせていただきます。

「日程第7 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（関 武徳君） 日程第7 議案第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第9号専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

令和4年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

議案書の2ページをお開き願います。

令和3年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1,477万5,000円を減額し、予算総額を123億9,384万2,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、3ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は地方債の補正で、4ページの第2表のとおり、実績額に基づき、1件の限度額を変更するものであります。

次に、令和3年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。

お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

1款1項負担金は、市町負担金について、普通交付税の調整額の復活により8万1,000円を増額補正するものであります。

3款1項国庫補助金は、衛生費国庫補助金で農林業系廃棄物処理加速化事業費補助金について、農林業系廃棄物の焼却処理に関わる事業費の確定に伴い、735万円の減額補正するものであります。

7款1項基金繰入金は、歳入歳出の差額2,859万4,000円を財政調整基金により繰入れするものであります。

10款1項組合債は、衛生債で衛生施設整備事業債について、西地区熱回収施設等整備事業に関わる起債対象経費の確定により3,610万円を減額補正するものであります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。

5ページ、6ページをお開き願います。

2款4項市町村振興費は、自治振興費で、各構成市町の助成事業費の確定に伴う25万円の減額補正、大崎ふるさとづくり基金費は自治振興費減額分の積み戻しを大崎ふるさとづくり基金費へ積み立てるものとして25万円を増額補正するものであります。

4款3項清掃費は、ごみ処理施設管理運営費で、熱回収施設等整備事業費において衛生債の歳入補正に伴い、財源の組替えの補正、農林業系廃棄物処理事業費で各処理施設で実施していた農林業系廃棄物の焼却処理に関わる事業費の確定に伴い、需用費及び委託料の合計1,477万5,000円を減額補正するものであります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1,477万5,000円を減額し、令和3年度の予算総額は123億9,384万2,000円となりました。

以上、議案第9号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

「日程第8 議案第10号 財産の取得について」

○議長（関 武徳君） 日程第8 議案第10号財産の取得についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第10号財産の取得について、御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

本議案は、消防ポンプ自動車の購入について、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回整備する車両は、古川消防署及び古川消防署志田分署に配備している消防ポンプ自動車を更新するもので、それぞれの地域特性を踏まえ、幅員の狭い道路や林道での悪路でも走破性の高い四輪駆動と、水害時に活用できるレスキューボートや土砂災害に対応できる切断能力の高いチェーンソーなどを備えております。

入札方式は、令和4年度大崎市入札参加資格登録業者のうち、消防自動車の製作が可能な6者を対象に指名競争入札を採用し、入札を行った結果、日本機械工業株式会社仙台営業所を落札者と決定し、契約の相手方として、令和4年5月12日に物品売買仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第10号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） まず初めに、広域職員、消防職員、救急救命職員の皆さんについては、誰一人コロナ感染にかからず、コロナ予防対策をしっかりし、仕事に邁進していることに心が

ら敬意と感謝を申し上げ、質疑をさせていただきます。

議案第10号財産の取得について、お伺いします。

現行の車両の経過年数ですけれども、古川ポンプ車23年、志田ポンプ車22年となっていますが、高規格自動車は経過年数が10年となっています。消防ポンプ自動車の経過基準は何年ぐらいか、まずお伺いします。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

ただいまの御質問に対しましては、当消防本部では、消防機械器具管理規程実施要綱で定められている年数として、消防ポンプ車は20年としております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 20年ですけれども、二、三年ずれているのです。計画どおりになぜ進められなかったのか、お伺いします。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答え申し上げます。

消防本部の計画としましては、車両長期整備計画及び消防施設整備等5か年計画の2つで、これら消防施設を計画的に整備しようと策定しております。その中で、やはり財政状況、諸般の事情、それから補助制度、有利な起債の活用等を総合的に勘案しまして、もたせられる車両については日常点検を細かにして延命化を図りながら実施しているところでございます。そうした結果、使用年数の20年を21年、22年と延長しているところが事実でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 延命の状況もよろしいのですが、やはり計画どおりに進めて、安心安全な運行をぜひ進めていただきたいと思います。

次に、総走行距離についてお伺いします。

古川ポンプ車は17万9,271キロに対し、志田ポンプ車は9万226キロと、古川ポンプ車に比べ、約半分しか走行していないのですが、このまま廃車にするのかどうなのか、運用活用についてお伺いします。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答え申し上げます。

当消防本部には、非常時、それから車両等の故障のために非常用ポンプ車を用意しております。それを2台ほど用意し、それぞれ古川消防署や遠田消防署に1台ずつ配備している状況でございます。この非常用ポンプ車に関しましては、以前、現役で使っていた車両を、今回のような更新整備に伴いまして有効活用しようと、非常用ポンプ車として今も使っている状況でございます。ですので、議員おただしのポンプ車の更新後は、これら非常用ポンプ車の新たなる

活用としてこれから運用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） その非常用ポンプ車なのですけれども、それは何年ぐらい活用されると見込んでいるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 現在、非常用ポンプ車が2台ありますが、そのうち、経過年数を25年ということで、旧岩出山ポンプ車を使用しております。それから、非常用ポンプ2号車、これに関しては経過年数が21年という車歴で、旧加美タンク車を非常用として有効活用させていただいております。

以上でございます。

〔「以上で質疑を終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 初めに、私からも御挨拶させていただきます。5月29日、北上川下流及び江合川・鳴瀬川総合水防演習に、14市町村、宮城県、国土交通省東北地方整備局の共同主催の下、水防演習が執り行われました。本当に、「いざという時、日頃の備えがあなたをまもる」。本当に隊員皆様のきびきびした様子を伺い、また、本当に皆様方、大変お疲れさまでした。このように、昨日は埼玉、群馬におきまして大きなひょうも降りました。そういった常日頃の訓練が実を結ぶと思います。どうぞこれからもよろしくお願い申し上げます。

引き続き質疑させていただきます。

私から、第10号ですけれども、今回指名競争入札内容ということで、特殊な車両ということもあり、6者、1者辞退されました。その中で、消防ポンプ車2台ですけれども、このような予定価格よりも下を出したのが3者、それから一番安い札を入れたこの日本機械工業が落札されたわけです。このような特殊車両ですけれども、今、見ますと、県内だけの業者なので、これを県外の業者に広げるとか、そういうのは検討はなさっているのか、お伺いします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

まず、業者選定の基準ということで、大崎広域につきましては、ベースを大崎市の指名登録入札参加システムというのを使わせていただいております。業者選定をする際にはまず3つの条件がございます。1つは、大崎市の令和4年度の入札参加資格の登録をしている事業者であること。あともう一つは、物品購入の業種で、自動車部門で消防車または、物品購入の自動車部門で、特殊車両、議員も特殊な車両とございましたけれども、それが2つ目。3つ目として、一般社団法人日本消防ポンプ協会の正会員であることということで、3つの条件を示しております。結果6者になったというところでございますので、御理解賜ればと思います。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 今回のこの入札状況を見ますと、1者が辞退、帝国繊維、それから、なかなか予定価格にすごく近い数字を出しているのです。日本機械工業が98.3%、今回、入札して落札した会社です。それから、次にモリタが99.7%、次に日本ドライケミカル東北支店が99.9%。このように結構予定価格にかなり近い金額を応札していますけれども、その中で、組合としては入札予定価格はどのように出しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 予定価格につきましては、事前に設計段階で、先ほど申し上げた登録業者等の中から複数者、参考見積りを頂戴します。さらには、担当課で、そういったところで近傍類似というのですか、周りの取引事例、そういったものを総合的に判断して設計価格というものを積み上げてございます。基本的に現在のルールでは、歩切りはして駄目だということになってございますので、基本的には設計価格イコール予定価格という状況になってございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 分かりました。今回、このようにかなり98.3%という落札率で、すばらしい入札状況がございました。

次に、5月9日に入札されまして、5月12日に仮契約、そしてこの文面の中を見ますと、来年の3月31日納車という形になるのですけれども、今、半導体不足が世界的にございまして、多くの業界にとっては本当に頭の痛い問題でございます。そういう中で、PCモバイル機器、ゲーム機、それから自動車、ネットワーク機器、この産業用の機械がかなり今影響を受けている状況です。この消防ポンプ車2台ですけれども、今日、議会で決まればすぐ発注すると思うのですけれども、もうできているのを買っているのか、それともこれから車をつくるのか、その辺のところをお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

基本的には、契約主義でございまして、まずもって議会軽視にならないように、本日、議会で御可決を賜った後に、現在仮契約となっておりますが、それが自動的に本契約になります。本契約になりましたら、受注者側はその契約に従って作業に取りかかると、手配に取りかかるという状況でございます。ただ、御懸念の、例えば世界的な半導体不足、いろんな基板もあります。そういったところで、先ほど報告の中で繰越しの話もございましたけれども、そういったことに、先ほどのような形にならないように、まして今回は緊急車両でございまして、受注者と連携を密にしながら、期間内の納車を目指してまいりたいと考えてございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 以上で終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 私からも、それでは順次質疑してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

前段、お二方から質疑が大分出ましたので、私からは、その次の部分から質疑してまいります。

前段の説明でもあったわけなのですが、この経過年数と走行距離の観点でございます。民間に転用する場合や払い下げの場合もあるやに聞くところがございますし、この消防自動車に対しまして、今お話がありましたように、経過年数を20年と基準を置いておきながらも、順次配備していくのだということございました。ただ、財政や、あるいは有利な交付税措置等々がありますので、その辺が必ずしも20年たつてどのぐらいかというのは、その折々を見ながらということでしたが、今後このような20年を越すようなポンプ自動車は何台ぐらいあるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 私からお答えいたします。

先ほど長期車両整備計画のお話をさせていただきまして、その中で主な車両の20年を越すものについて御説明申し上げます。まず、令和5年度ですと、遠田タンク車が20年の使用年数を21年ということで1年延期しております。さらに、令和6年で拾いますと、資機材搬送車という2トントラックをベースにした物資を搬送する車両ですけれども、それに関しては20年の使用年数を26年ということで、これはある程度、現場で第一線で使う車両ということではなく、今申し上げたとおり物資搬送等の車両に使うということで、使用頻度が大幅低くなっております。その結果、6年の延期といっても、まだ使用に耐えられるという考えを持ちまして、このような運用をしているところです。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 日頃から私は、大震災もそうですけれども、風水害への消防の皆さん方の対応を見させてもらっていますけれども、いざ有事の際にそういった車両が故障する、あるいは問題が出る、トラブルがあるということでは大変まずいわけです。日頃の点検をされていると、運行前点検をされていると、日常点検をされているということでしたが、やはりある程度、早め早めの更新をしがてら、やはり消防としまして、大崎地域というのは大変広いところがあります。各分署に配備はされておりますが、もし有事の際に何かがあったときに、このサブ的な非常用ポンプ車2台という部分で必ずしも対応ができるのかどうなのかということもやっぱり心配なところがあるわけです。ある程度、やはり計画的な更新というものは、車両なので、必ずや必要なかと思っています。

今回も1車両当たり4,400万円ということで、確かに高額です。高額なのですが、非常に専門性が高い特殊な大事な車両ですので、ぜひそういったものをきっちりと配備していただ

いて、例えば古い車が特定の分署に行かないように、多分回されてローテーションを組まれていることかとは思いますが、そういった年次のものがあるのかどうか、そういった留意もされていて、こういった廃車とか整備を回しているのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 佐藤議員のおっしゃるとおりでございます。消防本部としまして、限られた予算の中で住民の安心安全を十分に確保するために必要な措置として、その施設はやはり何といたっても消防車両でございます。その消防車両に関しましては、日頃、点検整備を十分に行いまして、いざというときにはその能力を十分、それ以上に発揮しようとして、隊員も車両を活用した訓練を実施しております。なので、日常の車両のちょっとした異常、トラブル等に関しましては、ある程度気づくわけでございます。その気づきが大きな故障、修理に発展する前に予防ということで、小さな傷のうちで車両を整備に回して、そして常日頃の活動に備えようとしております。ですから、署所の車両につきましても十分な点検整備を行っておりますので、いざというときには遺漏のない対応を完全に目指して今も運用しているところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） しっかりとした答弁を頂戴したわけなのですが、その質素儉約という部分を念頭に置くだけではなくて、必要な更新はぜひしていただきたいと思います。私は消防団員ですけれども、非常に消防のポンプ車が火災急行する、現地に入ると、地域住民の方も非常に安心されるのです。非常にてきぱきと、機動力を発揮されて動かれている。こういったところも非常にやっぱり防災・減災の観点と緊急時の対応につながってくると思いますので、それにふさわしい機器の更新というのをぜひ今後とも目指していただきたいと考えている部分です。

最後の部分なのですが、積載された資機材の整備体制でございます。これもかなり重要な部分で、この資機材もたくさんあります。特に今回は、水噴霧送風機とレスキューボート、そして根切チェーンソーというところですが、これはどういう観点で、経験則に基づいて今回の資機材を選定され、この部分に入っているのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答え申し上げます。

まず、水噴霧送風機でございますが、これに関しては、例えば建物火災で濃煙熱気が充満し、消防隊員が進入困難な場合に関しまして、この強力な送風によって排煙、排熱を行うものでございます。それからレスキューボートでございますけれども、これは今まさに、これから出水期に入っていこうという時期でございますが、内水氾濫、それから浸水、冠水等、そういった過去の災害経験を教訓に、今現在、消防本部ではおよそ8艇のボートを用意しております。そのほかに予備として2艇、あとは水陸両用車、これは鳴子消防署に配備しておりますが、そういった水害に対する強力な消防体制、消防装備を完備しようとしております。それから、水害

に伴う土砂災害の対応につきましては、根切チェーンソーというものがこれも十分な威力を発揮するというので、汚泥で倒壊した建物、そういった木材等を切断するためには十分有効な資機材となっております。そういうものを整備するポンプ車に積載して、有事の際に対応しようと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） ただいま、るる答弁を頂戴したのですが、ちょっと最終確認したかったのが、こういったものが現車両には積載されていなかったということなのではないでしょうか。それも更新することなのではないでしょうか。その辺をちょっと踏み込んで答弁をお願いします。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

現在、消防車にも積載はしております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） これらの資機材も全て今回新しく更新をされるという理解でよろしいのですね。そしてあと、それ以外の資機材に関しましても、それも現在あるものも、使われるものもあるかと思うのですけれども、今回はこういった提案ですが、これを含めて両方の車両にこの資機材が全て整備されると。今後もこのように取りあえず考えていきたいということではないでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

今申し上げたとおり、主な水噴霧送風機なりレスキューボートなりに関しては、車両の更新とともに整備するものでございます。そのほかに、例えば消防ホース、管鎗、とび口、そういった一般的な資機材に関しては、その資機材の状態を見ながら、修繕して直るものであれば、そのまま継続して使用します。使用が困難な場合につきましては、その都度更新ということで対応しようとする運用を考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 現場で対応に当たられる消防署員の皆様方に、決して仕事に困らないようなものにきちんと改めて整備していただいて、この車も資機材もそうなのですが、今後とも年次を踏まえ、そして必ずしも節約という部分は大事なのですが、その部分だけでなく、必要な部分はきちんと更新していくのだということで、自信を持って提案していただきたいと考えてございます。

私の質疑を終わります。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

「日程第9 議案第11号 財産の取得について」

○議長（関 武徳君） 日程第9 議案第11号財産の取得についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第11号財産の取得について御説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

本議案は、救急自動車の購入について、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回整備する車両は、古川消防署及び遠田消防署に配備している高規格救急自動車を更新するもので、応急処置や救急救命士の行う救命処置が十分にできる車内空間を備えております。

入札方式は、令和4年度大崎市入札参加資格登録業者のうち、救急自動車の製作が可能な2者を対象に指名競争入札を採用し、入札を行った結果、宮城トヨタ自動車株式会社MTG古川を落札者と決定し、契約の相手方として、令和4年5月12日に物品売買仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第11号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜ります

ようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第11号について質疑をさせていただきます。

財産の取得について、新車両の高規格救急自動車についてお伺いいたします。

コロナ感染対策としての装備はなされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

まず、コロナ感染対策としては、隊員への感染防止、それから傷病者への感染防止、さらには救急車を介しての感染防止、この3つの観点から感染を拡大させぬよう対策を行っているところでございます。

その一つの隊員への感染防止につきましては、感染防衣の着装を基本としております。車内においても手指消毒を確実に実施して活動しているところでございます。また、搬送する傷病者の感染防止に関しては、まず、車内の換気扇を回して十分な換気を行います。その次に、状況によっては、傷病者に対してアイソレーションという厚いビニールシートをテント型につるして、その中で救急処置を行いながら医療機関に搬送するという、そういった措置をしております。このような感染対策を行いながら、救急活動に従事しているところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 新しい高規格自動車ですので、2022年度、全国的に見ても新たに装備されているのが、人のいる空間を24時間除菌するオゾン発生装置であります。救急救命士に手間暇かけないような対策は検討されなかったのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

以前に、このオゾン発生装置は、救急車に装備していた経歴がございます。その際に、効果を確認したところ、やはり隊員による直接のエタノールもしくは次亜塩素酸ナトリウムによる手拭き、清拭による消毒が完全で徹底された車内消毒につながるというような結果が出ておりますので、現在、オゾン発生装置を装備している救急車はございません。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） オゾンが新型コロナウイルスの感染力をなくすことが確認された、最近も出ているのです。そういったことも鑑みて、そういう装備がされたらいいなと思ったものだから、なぜ検討しなかったのだろうと今聞いているのですけれども、手指消毒だけでは手間暇、使った後、全部消毒しなくてはならないのです。高規格救急自動車の中。手間暇が大変なのです。救急隊員の人たち、毎日毎日だから。そこら辺を考えると、こういうのを今後購入す

るときには、ぜひそういうのを検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 大石消防次長。

○消防本部消防次長（大石 誠君） ただいまの御質問に対しましてお答えさせていただきます。

オゾン発生装置につきましては、一定の例えば効果といったものはあると消防でも認識しているところでございます。こういった装置を使いますと、消防の救急搬送では、当然、完全滅菌、そういった対応をしなくてははいけませんので、当然、完全滅菌するまでの時間というものが必要となってまいります。その間、救急車の出動不能ということも当然回避しなくてはいけないという事情もありますので、先ほど警防課長が申し上げた手拭きによるアルコール消毒等、そういったものが完全に消毒されるということで採用しているところでございます。

あと、オゾン発生装置につきましては、どうしても場所によっては効果が薄くなってしまふ場所が、有効に例えばかからない部分だったりということも可能性としてありますので、一つ一つきちんと滅菌消毒していくという作業のため、こういったものではなくて、消防の対応の消毒の方法を行っているところございまして、あとさらに申し上げれば、総務省の消防庁で出しております救急活動における感染防止対策の考え方でも、基本的には隊員の清拭による消毒で救急車を消毒していかななくてはいけないといった部分が示されておりますので、それに従った形で対応しているところです。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 最新型で配置、装備されていると、全国的にあるものだから、やっぱり今後はそういうことを検討したほうがいいのではないかとこの提案ですので、そこら辺もちゃんと受け止めていただきたいと思います。

次に進みます。

次に、運転席と患者席をアクリル板などで分けているのでしょうか。実際に見てみたら、分けていないような状況ですけれども、今回の新しい高規格救急自動車についてはきちんとされているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

現在の救急車には、抗菌加工の布製のカーテンというものがついております。今回整備する救急車につきましても、運転室と傷病者室の仕切りのためにその布製のカーテンを設けようという仕様にしております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 布製ということですが、新型コロナ感染では、こういうアクリル板とかでなくても大丈夫なのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 今の布製カーテンにつきましては、一般の傷病者、それから

プライバシーを保護するための傷病者に関して標準的に設けられている仕切りです。議員おただしのコロナ関係、いわゆる感染症関係の傷病者の搬送の場合は、このカーテン仕切りだけにとどまらず、先ほど申し上げたアイソレーション、厚いビニールシートを養生しまして、それで運転席、傷病者席を隔離した状態で搬送しているということでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） そうですか。次に進みます。

車両の安全確保のためのモニターなのですけれども、装備はされているのでしょうか。現在はバックだけとかそういう感じなのですけれども、今回の新しい高規格にはそういう装備はされているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

議員のおっしゃっているとおり、今、装備しているのがバックモニターのみでございます。車両メーカーによっては、名称は異なりますが、バックギアを入れた場合に周囲の状況がモニターできるという装備があるようですけれども、たとえそれを用意、装備したとしても、今現在、救急車のみならず、消防隊全体でございますが、バックモニターだけにとどまるような車両の運行は非常に危険であると認識して、やはり隊員の直接の目で確認して事故防止を徹底しているという現状でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） バックだけではなくて、全体のモニターをつけることに、車両の周りをディスプレイ的に確認できるとか、車の死角をカバーできる、実際は目で見えないところ、目で見て確認するのが確実、大事です、一番ですけれども、それ以外のところに、駐車を手間を取らなくなるとか外での外出不安の要素がなくなるとか、救急の場合ですから。トヨタ系でもありますので、今回トヨタなので調べてみましたら、トヨタですとパノラマミックビューモニターというのがあるのですけれども、そうしたモニターは今回は装備はされていないということなのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、確かにいながらにしてモニターで車両の周囲が確認できるというのは私も認めるところでございますが、重ねて御説明申し上げまして申し訳ございませんが、たとえそのモニターで運転手が確認できたとしても、やはり隊員が周囲の状況を確認しながらというところは、どうしても安全管理上、ここは落とせないところでございますので、今後こういったバックモニターのみならず、周囲をモニターできるものを導入できるかどうか検討しながら、そこら辺も進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 救急車なんかも結構事故とかいろんなこともあって、全国的にも、そして装備がこういうふうにモニターつきに装備されたりとかしていますので、今後ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、患者のプライバシーを守るための装備についてお伺いいたします。

現在は、患者のプライバシーを守るために窓に曇りガラスとカーテンを使用しているのですが、今回は特殊ガラスが装備されているのですけれども、そうした装備になされているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

まず、救急車の後部ガラスなのですけれども、これは曇りフィルムというものを貼って目隠しをしております。さらに、外部から見えないようにする場合には、カーテンを使用してプライバシーに配慮しているところでございます。それから、左の側面のドアのガラスでございますけれども、これにも曇りフィルムを貼っておりますが、これはガラス全面に覆いますと、緊急走行時の安全確保、それから救急車内から外に降りる場合の周囲の状況の安全確認が困難になる場合がありますので、ある程度、内部から車の外を確認できるような配慮をして、サイドドアのガラスは窓の下半分のみの曇りフィルムを貼付しているというふうに、安全とプライバシーの保護を双方折半するような形で装備をしております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） それは現在なのですけれども、新しいのにもやるということで、全然装備はされていないということで受け止めてよろしいのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 現在の救急車の仕様につきましては、今申し上げた曇りフィルムの貼付というところと、それから安全確保を配慮したという装備に仕様を考えているところでございます。（「新しいところね」の声あり）はい。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） やはり新しい車、今度、高いお金で買うというときには、きちんとそういうこともいろいろと、今まで運行していて必要なことはきちんと整備できるように検討していただくように期待申し上げて、質疑を終わらせていただきます。

○議長（関 武徳君） 会議の途中でありますので、暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時11分 再開

○議長（関 武徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 議案第11号について質疑させていただきます。

財産の取得であります。これは高規格の救急自動車ということで、まず入札関係でお尋ねします。

まず、入札参加業者2者なのですけれども、これも本当に競争原理が働いたのかということ、ちょっと心配なのですけれども、ただ、やっぱり特殊車両ということで業者は2者しかないのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをさせていただきます。

こちらにも業者の選定基準といたしましては、まずもって大崎市の入札参加資格、4年度のほうに登録している事業者。さらには宮城県内に本社または受任機関に登録している業者のうち、物品の業種、自動車部門で救急車に登録し、自動車ディーラーであること。さらには高度管理医療機器等の販売許可を有する事業者となりますと2者しかないと。簡単に申せばトヨタと日産しかないというのが実情でございます。国内では実はこの2者しかなくて、このワゴン車タイプということになりますけれども、あとちょっと大きな車両となってくると、2トン車のいすゞのエルフとかという車があるのですけれども、そちらをベースとした製造メーカーはあるのですけれども、やはりサイズが大きいということで、地域性を考慮いたしまして機動力が発揮できるこのワゴン車タイプとなりますと、最終的にはこの2者しかないということでございますので、御理解を賜ればと思います。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） やはり2者しかないのですね。それではなかなか、この指名競争入札ですけれども、予定価格に対して落札した宮城トヨタ自動車は93.1%、それから日産プリンス宮城販売が97.7%。大体こういった一般競争入札は大体80%が望ましいと言われているのです。このように97%と93%、もう少しやっぱり競争原理が働けばもう少し若干下回っての入札になるのかなという思いで質疑させていただきました。

次ですけれども、以前に救急車が迷っているようですけれども、カーナビとか、こういうのは全車についているのですかと私も聞かれたことがあったのですけれども、ちょうどなかなか聞く機会がなかったので、その辺のETCはどのぐらい搭載されているのか。それからカーナビ。今、大崎市古川は、住宅の建築が進み、かなり住所も変わっていますけれども、その辺の対策はどのようにされているのか、お伺いします。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

カーナビとETCの救急車の搭載は、全救急車に搭載しております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 私たちも乗用車に乗って、私もETC、カーナビをつけているのですけれども、住宅の建築が進むとカーナビというのが若干古くなる可能性もあるわけです。その辺の対応はどうかしているのですか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 救急車には今御説明申し上げましたカーナビゲーションのシステムが搭載されるほか、そのほかにデジタル消防無線システムの一環としてAVM装置という装置をつけております。これにもナビゲーションシステムが導入されておりまして、要請場所のルートまで検索できるような情報が逐次更新されておりますので、御懸念されるような事態は発生していないと考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 心配される御懸念はないということで安心しました。やはり一分一秒でも救急搬送の電話がかかったときに行っていただきたいと思いますので、その辺がちょっと疑問だったのでお話しさせていただきました。

それから、今回、救急車を2台購入するわけですが、前の救急車とどこが違うのか、その辺のことをちょっとお示してください。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

救急車に関しては、現在ほぼ全ての救急車が標準的な救急車となっております。その理由としましては、救急救命士が全署所に配置される関係上、高度救命処置が可能となっております。そのために、高度救命処置の資機材、それから一般の救急処置、それらが全て同じような仕様、そのためにそれらを積載する救急車の仕様に関してもほぼ同一という形になっております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 大変ありがとうございます。

それから、疑問があつての質問なのですが、古川から1市4町、救急車が配備されているわけですが、例えば救急車が事故になった、故障した、そういったときに、どこに、救急車の予備があるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

非常用の救急車として2台整備しております。その2台は、古川消防署と加美消防署で管理

してございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 先ほど救急搬送時、コロナの感染症対策ということで、前段議員の鎌内議員がお話、大分詳しくされましたけれども、例えば電話が来て救急搬送に行きます。この患者さんはコロナ患者かどうか、まだ最初分からないわけですよね。その辺のところ、もうアイソレーションを使うのか。一番最初どのようにされるのか、お尋ねします。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

まず最初、119番通報を受信するのは、当消防本部の指令センターでございます。その指令センターに常駐している職員が管制員と申します。この管制員が119番受付時に、新型コロナウイルス感染に伴うキーワードというものを常に用意しておりまして、新型コロナウイルス発症に特有の発熱、せき、倦怠感、そういったものを119番入電時に聞き取ります。そのほかに家族での発熱症状があるかどうか、それから本人、それから周り、家族の濃厚接触状態、ワクチンの接種状態、そういったものを聞き取りながら、コロナの発症症状があれば、もう既に救急隊が出る前に、先ほど申し上げた隊員の感染防止、完全着装だったり、そういった準備をしながら現場に向かうということでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 大変詳しく説明いただきました。どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私からも議案第11号財産の取得について質疑させていただきます。

前段議員お二方からおおむね質疑が出されたところではございますが、最後の部分です。先ほどのポンプ車同様に、私は救急車に配備されます積載資機材という部分につきまして少し疑義がありましたので、その観点から御答弁いただきたいと思っています。

救急救命士の方が、救急搬送される際にはストレッチャーですとか、酸素吸入器ですとか、あるいは人工呼吸器ですとか、AED、また監視モニター、様々なこういったものを使うと。あと気道確保するような資機材もございます。これがありますが、それも今回この部分には入っていらっしゃるのでしょうか。まずは端的にお聞きします。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答え申し上げます。

先ほど説明申し上げた救急救命士による高度救急処置に使用する高度救命処置用資機材に関

しましては、今回上程させていただきました救急車の承認を得た後に、今月29日に開催が予定されております臨時議会で改めまして高度救命処置資機材の御承認を求めるところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 安心してございます。それを聞いておりますれば多分質疑をしなかったのかなと思っていますけれども、AEDはAEDで多分耐用年数がありますし、ストレッチャーですとか、いろんなものがございますよね。私はばらばらとその資機材に応じました耐用年数に応じて順次更新されているのかなと思ったのですが、救急車が配備される際にも必ずこれは更新しなくてはいけない、セットで更新するというものはどういったものなののでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

各高度救命処置資機材に関しましては、やはりメーカーが推奨しております耐用年数というものがございます。一律ではございませんが、おおむね、バッテリー関係の消耗が激しいものとかがありますので、それらは大体含めると7年から10年というスパンでございます。これは救急車の車両の使用年数のサイクルとほぼ同時期でございますので、その都度、更新に当たっているところでございます。

以上です。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

「日程第10 議案第12号 財産の取得について」

○議長（関 武徳君） 日程第10 議案第12号財産の取得についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） それでは、議案第12号財産の取得について御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

本議案は、消防救急デジタル無線の購入について、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回整備する消防救急デジタル無線は、平成24年に整備し、経年による性能維持のため、更新するものであります。

消防救急デジタル無線は火災や救急現場で運用しておりますが、音声通信のみであるほか、無線不感による通信途絶と活動隊員間の迅速な情報伝達に不便が生じております。このため、データ回線を利用した動画伝送が可能で通信途絶のないIP無線とアナログ方式で迅速な情報伝達ができる署活動系無線の整備を行い、無線通信を強化し、消防活動能力のさらなる向上を図るものであります。

入札方式は、令和4年度大崎市入札参加資格登録業者を対象とした条件付一般競争入札を採用しております。入札参加条件として、無線設備の納品が可能なことを参加資格条件として、申請のあった1者による入札を行い、予定価格の範囲内で有効な入札をした株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部を落札者と決定し、契約の相手方として、令和4年5月12日に物品売買仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第12号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 議案第12号財産の取得について、質疑させていただきます。

今回、消防救急デジタル無線購入ということで、応札者が入札参加1者のみとなりましたけれども、実際、条件付一般競争入札だったようではございますけれども、条件に対して入れる業者というのはどのくらいあるのですか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

こちらも、入札参加資格要件といたしましては、今度は2つほどございまして、まず1つは、

大崎市の入札参加資格登録をしていること、あともう一つは、宮城県内に本社または受任機関を登録している業者のうち、物品購入の業種、通信機器部門で無線設備に登録している事業者であることというところで、対象は66者おりました。そういったことから、競争原理を働かせようということで、今回は指名競争入札ではなくて、現在、大崎市で積極的に取り入れられている一般競争入札も当組合で採用したという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 今のお話ですと66者あるということで、その中の1者だけですけども、周知徹底というのはどのようにされているのですか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

周知徹底につきましては、まずもって礼儀といたしまして、参考見積りをもらった事業者様には、こういったことで告示がされましたということはお知らせいたします。そのほか、当組合のホームページ等で契約関係については、先ほど全協でもお話ししましたがけれども、新しい斎場の要求水準書をアップしたような形で、契約の項目がありますので、そちらで情報提供をさせていただいているという状況でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 66者のうち1者ということで、今回1者だけの入札業者ですけども、その辺について、なぜ1者だけになったのか。周知徹底もされているようですけども、何かそのほかにあるのでしょうか。ちょっと推察されることがありましたら。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） その辺は、私は事業者でないので承知できないというところでございます。ただ、結果的に、今回お手元に配付している資料を御覧いただくと分かるのですけれども、落札率につきましては74.8%、四捨五入で繰り上げてございます。そういったことで、今回、一般競争入札にしたことによって、当時、参考見積りをもらって予定価格を設定したときよりも今回安価に落札をさせていただいております。これは明らかに、一般競争入札をしたことによって、今回落札をした事業者様がやっぱり取りたいという強い意思を持って価格を下げて入札をさせていただいたと。結果的に1者だったというところでございますけれども、ただ、しかしながら、当組合にとっては決して悪い結果ではなくて、よい結果になったのではないかという認識でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 私も1者でよく74.8%、80%を割っていますから、すごい1者での競争率だと思ったのですよ。やはりどうしても、先ほどおっしゃったように、この仕事を取りたいというその一念で、もうぎりぎりまで下げて入札に入ったのかなという思いでありますけれども。

それからIP通信、先ほどは平成24年に整備して更新ということなのですけれども、この

ときの台数は何台なのでしょう。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） I P無線の台数につきましては、10台を予定しております。
以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） このI P無線機というのは、先ほど説明されましたけれども、音声のパケットデータに変換して携帯電話の回線にのせて通信を行う無線。資料にも課題と、それから通信の強化も書いてありますけれども、調べてみますとメリットとデメリットがあるのです。多分知っていると思いますけれども、メリットは通信距離の制限がないと。それから、通信による傍受や盗聴の心配がない。それから、免許の資格不要と。これがメリットで、本当にいいと思うのです。無線機の購入に比べるとレンタルにコストがかかるということ、電源が入らない地域もあると。これがデメリット。調べてみたらそういうことなのですけれども、この規格にコストが結構かかるのではないかという思いがあるのですけれども、今回の入札のこの金額にはコスト面は全然入っていないのですか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） 今の御質問にお答えいたします。

まずもって、今回議案としておりますのがデジタル無線ということでございまして、おただしのI P無線に関しては、それを補強するという目的で今回導入いたすものです。それで、コストの比較ということでございますけれども、現在使用しているデジタル携帯無線機は50機ほどあります。このインシャルコストが3,000万円となっております。今回整備しようとしているデジタル無線機は、これを39機に減数します。減数した上で、今申し上げたI P無線、それから署活動系無線を導入しようとする。そのデジタル無線の弱点であります動画伝送だったり、それから現場活動で隊員同士の情報伝達を迅速に可能にするために、この2つの無線機を導入するものです。

話を戻しますと、金額的には、デジタル無線機39機のインシャルコストは2,340万円となっております。署活動系無線は100台導入して、これのインシャルコストが1,000万円でございます。合わせて3,340万円ということで、インシャルでは差引き340万円の増となっております。ランニングコストでございますが、50機のデジタル無線は、10年使うと想定しまして232万円ほど、それから39機のデジタル無線を合わせて、デジタル無線と署活動系無線を合わせて277万円となっております、差引きが45万円の増となっております。

これらインシャル、ランニングとも増となっておりますが、今回整備するデジタル機器の見直し、合理化で総額4,635万円ほど縮減を図っております。これによって吸収ができ、費用対効果は十分な期待があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） やはり購入に当たって、かなり分析されて、費用対効果、そういうことも考えながら計算されたということで、ここに整備に伴う財政効果も資料に載っていますけれども、この財政効果を見ますと、令和4年から令和12年まで5、162万3、000円効果があるということなのですのでけれども、減額のね。これだけ効果のあるすばらしいIP無線なのだということ、50機から39機に減数する中でいろいろ検討されて。機種というのは、今、平成24年から今回更新するわけですから、大体、耐用年数というのですか、その辺のところは、今、機種は新しくなりますよね。その辺のところで大体何年後を見込んでいるのですか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） およそ10年と見込んでおります。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） いろいろありがとうございました。終わります。

以上です。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私からも議案第12号財産の取得について質疑をさせていただきます。

前段にもあったわけですが、ちょっと理解を深めたいと思うのですが、そもそもIP電話というものはどういうものなのかという認識ですが、いわゆる携帯電話の各キャリアがございまして、例えばau、ドコモ、ソフトバンク、こういったところのポケット通信網を使いながら、私たちが日頃使っているスマートフォンも、これが入るところであれば、全部このIPというのは使えるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答え申し上げます。

議員おただしのとおりでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 分かりやすいです。いわゆるスマートフォンの主要な3つのキャリアが、電波が入るところであれば、そちらを使ってこのIP電話の使用ができると。だから、大体のこの大崎地域の1市4町のほぼ不感地区に対しても、これが解消できる、あるいはつながるのではないかと、さらに動画伝送ですとかデータ関係の伝送もできると。そのような優位性を捉えて、今回の議案計上ということによろしいでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答え申し上げます。

携帯電話会社3社とおただしがありましたけれども、今回IP無線ではデュアルSIMを装

備する携帯電話会社はドコモとソフトバンクということで、この2社でございます。この根拠につきましては、IP無線を業者からデモ機としてお借りしまして、実際にそういったつながる場所を調査しながら決定したところでございます。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 了解いたしました。

そして、そこから私の質疑につながっていくのですが、現在のデジタル無線がでございます。それに対して、今度はIP無線と署活動系無線が導入されるわけですが、そういったいろんな仕組みのものが入ることにより現場での混乱ですとか、いろいろつなげなくてはいけないということもございますし、また、今10台の配備機数を聞いたわけなのですが、逆に考えると10台で足りるのか、まずどこに使われるのか、その辺の見込みといたしまししょうか、計画はいかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） まず、それぞれの無線の使い分けを御説明申し上げます。現在、デジタル無線は消防隊の分隊長以上の隊員が携行する無線機となっております。その結果、現場の最前線で活動する隊員は、情報伝達的手段を持っておりませんでした。このために署活動系無線、これはアナログ方式でございますので、デジタル無線とは混信混雑を招くことがない通信形態でございます。この署活動系無線を隊員に個々に携帯させ、現場で意思疎通、情報伝達の迅速な活動に資するものでございます。

次に、IP無線でございます。IP無線は各署に1台ずつということで、消防本部指揮隊に1台、それから各署所、9署所ございますので、各署所に1台を配備しまして、災害等が発生すれば隊員がそれを携行して現場の状況を動画伝送、それから不感地帯に対応するということで活用を考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 各署所に1台ずつだということで認識したところです。

今、答弁にもあったのですが、現地に持っていかれると。その際もその現地の様子を動画で送るのだということも前段の質疑から分かった部分ですが、といいますと、当然、今回のIP無線につきましては、防水とか防じんのタイプの端末でよろしいでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

その性能が十分に耐えられるような防じん、防水の機構を備えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 了解しました。

さらには、かなり複雑な高価な機器でございますから、修繕とか修理、あるいは交換ですとか、その点はいかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 日向警防課長。

○消防本部警防課長（日向裕昭君） お答えいたします。

これに関しては、業者としっかりと契約を結びまして、アフターフォローなり保守なりを維持していこうと考えております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 大崎市内の各総合支所もいろいろ無線機なんかも配備があるのですが、やはりたまに壊れているものが見られるのです。なぜ直さないのかということなのです。そういうことがないように、各支所に1台ずつで合計10台という、非常に高いものなのですが、現場で非常に有効な機器でもございますから、ぜひともこれを御活用いただいて、なおかつ、現場の隊員、そして現地をつなぐ、災害本部をつなぐ、こういった役割を十分果たし得るようなIPの今回の導入であってほしいと思っております。

私からの今回の質疑はこれで終わります。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしのようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

(第1号)」

○議長(関 武徳君) 日程第11 議案第13号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者(伊藤康志君) 議案第13号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

補正予算の主な内容は、大崎広域新斎場整備事業費及び西地区熱回収施設等整備事業費の増額補正を行うものであります。

議案書の8ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1億9,933万6,000円を増額し、予算総額を89億8,562万4,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、9ページの第1表に掲載のとおりであります。

第2条は債務負担行為の補正で、10ページの第2表のとおり、1件を追加するものであります。これは、西地区熱回収施設建設工事について、令和4年度から令和5年度に実施いたします旧中央クリーンセンター及び動物焼却棟の解体に関わるアスベスト除去工事費として、令和5年度に2,895万9,000円の限度額を設定し、予算の確保をお願いするものであります。

第3条は地方債の補正で、10ページの第3表のとおり、1件の限度額を変更するものであります。これは、第2条の債務負担行為の補正で説明いたしました旧中央クリーンセンターの解体に関わるアスベスト除去工事費に対する地方債限度額の変更であります。

次に、令和4年度補正予算に関する説明書について、御説明を申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

3款1項国庫補助金は、衛生費国庫補助金で、循環型社会形成推進交付金について西地区熱回収施設等整備事業の事業費の増額に伴う交付対象事業費の変更に伴い、6,302万円を増額補正するものであります。

7款1項基金繰入金は、今回の補正財源として2,291万6,000円を財政調整基金より繰入れするものであります。

10款1項組合債は、衛生債で、衛生施設整備事業債について西地区熱回収施設等整備事業の事業費の増額に伴う起債対象経費の変更に伴い、1億1,340万円を増額補正するものであります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。5ページ、6ページをお開き願います。

4款2項保健衛生費は、斎場整備事業費で、新斎場接続道路の用地購入費及び関連する物件

移転補償費として1,027万5,000円を増額するものであります。

4款3項清掃費は、熱回収施設等整備事業費で、旧中央クリーンセンターの解体に係るアスベスト除去工事費の増額分として1億8,906万1,000円を増額補正するものであります。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億9,933万6,000円を増額し、令和4年度の予算総額は89億8,562万4,000円となりました。

以上、議案第13号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 議案第13号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について質疑させていただきます。

まず歳出ですけれども、今回、歳出4款2項1目斎場管理運営費、この件についてお尋ねいたします。

今回、用地購入費ということで841万6,000円、それから物件移転補償費ということで185万9,000円。この斎場整備事業費1,027万5,000円についてお尋ねいたします。まず初めに、この議会前に全協でこの斎場について御説明もいただき、大体、私自身も分かったこととございます。この今回の用地購入、ここに説明もございまして、取付け部分の土地ということで買収されましたけれども、市民の皆さんはスムーズにこれに協力できたのかどうか、その辺についてお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 新斎場建設地を連絡する接続道路の用地取得のための用地購入費、それから物件移転補償費の件で、すぐ協力していただけたのかということとございますけれども、こちらはこれから交渉に入る段階でございまして、ただ、今年の3月に、先ほど全協の説明の中でもしましたけれども、法線と面積が確定しました。その確定した数値をもって、5月26日、地権者と区長を対象といたしまして、組合と意見交換会を実施させていただいております。その中では特に反対とかの意見はなく、これから個別の交渉に入らせていただくという中身でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） これからということで、本当に大変御苦労さまでございます。反対の声もなくスムーズにということで、今回、接続道路部分の図面を今日頂いたものですからちょっとお聞きしますけれども、この新斎場計画地からこの道路の取付け部分ですけれども、この道路の幅員はどのぐらいに考えているのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 接続道路の幅員につきましては、まず、県道の化女沼公園線から齋場の建設用地までは2車線、約8.5メートルを予定しております。そこから、組合では東側道路と言っておりますけれども、齋場建設予定地から市道の上蝦沢線までの道路につきましては1車線の4.5メートルを予定しております。この区画につきましては、令和4年2月に市道認定をいただいております。完成後は大崎市に移管するという内容でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ありがとうございます。この図面から見て分かりました。こちらのほうが8.5メートル、こっちの緑の部分が1車線の4.5メートルということで、2車線ということは上下線で2車線ということですよ。そういうことですよ。はい、分かりました。

このように齋場が整備されると、一番はやっぱり道路が心配なわけでありますので、道路について聞かせていただきました。これから齋場の平面図も出ると思うのですが、最初の説明の中で、パースはできているのですね。ということは、もう平面図もしっかりできているということなのではないでしょうか。その辺について伺います。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） パースはできているのかというおたがしでございますけれども、そちらに載せた写真というか図面は、当初の基本設計の段階でつくらせていただいたものでございまして、事業者選定はこれから行うものになります。なので、あくまでイメージをつかんでいただくためのパースということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） これから私も、今日午前中に説明いただいたもので、まだ中身だけは分かりましたけれども、詳細部分までまだよく分からないので、今後、御指導いただきながら勉強してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、齋場の進捗状況、今、令和11年度完成ということで、このスケジュールも見ましたので、もうこれについては承知いたしましたので、また次回に質疑させていただきたいと思います。今日は終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

2番佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） それでは、私からも議案第13号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）につきまして質疑をさせていただきます。

4款2項1目ですけれども、私からも齋場整備事業費です。ただいま前段の横山議員からも質疑がありましたので、私は本日の全協、また先日の議会運営委員会を含めました資料等々を拝見しまして、事業内容、そして整備スケジュール、本日提案されたものも理解をしておりますが、後段部分の内容です。今回の古川齋場と松山齋場を統合する大崎広域新齋場整備

事業という部分の中で、今回の古川小野宇新田裏への斎場建設だということでは理解するものですが、そうしますと、老朽化されている松山斎場、特に利用されている地区地域の方々への周知や説明ということも、かなり遡って、前もって十分な理解促進に努めなくてはならないというところがあるかと思うのですが、そういったものにつきましては大変大きな関連をしますので、あえて項目にも書かせてもらいましたし、本日も質疑をさせていただきますが、その点、丁寧な説明を心がけ、圏域住民の本当の福祉向上につながるような、そういった、今後、内容ですとか運用をされていくのかどうか、どういうお考えなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼業務課長。

○参事兼業務課長（柴岡雄司君） 今、佐藤議員からの質疑に対しまして、松山斎場を利用している方々の今後の説明ということでお答えさせていただきます。

まず、松山斎場を利用している方々は、主に大崎市の鹿島台、松山、あと美里町、一部、三本木の方々もいらっしゃいますが、その方々がメインでございます。組合側といたしましては、関係する市町とも調整しながら、市町の区長会等で丁寧に説明していきたいと考えております。また、あわせまして、組合の広報、市町の広報も利用しながら、住民周知を図ってまいりたいと思います。説明の時期につきましては、まだ新斎場の業者も決まっていないということでございますが、令和7年度中の早い段階でそのような説明会をしてまいりたいと考えております。また、あわせまして、松山斎場を利用している葬祭業者があるわけなのですけれども、その方々にも改めて閉鎖する旨の書面等をもって御連絡、お知らせ等をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 今、柴岡課長の答弁からもあったのですが、令和7年度の前という、そういったことではなくて、もう当初、相当早い段階からやっぱり重ねてお話をしていないといけないと思うのです。まさしくこういった葬儀とか葬祭に関しましても非常に大事なものでございますので、かなり距離が長くなるというところもありますから、大崎地域の南東部圏域にお住まいになっている方々からしましても、やはりこれは大きな問題であると。ただ黙っていれば皆さんが慣れるのではないかということではなくて、なぜこういったものを古川に建設する必要があったのか、せざるを得なかったのか、どういうものを造るのかということをいま一度、やはり広域の事務事業としまして説明を重ねていくというものが必要だろうと私は本当に強く思っている部分でございますので、その事業として後ほど広報とかなんとかではなくて、やはり地域に出向いて行って、その地域でいろんな御意見も聞きながら、正しい御理解を進めていただくということをきちんと誠実に提案をしていただきたいと、今後のスケジュールにつきまして思っているのですが、この件、管理者いかがですか。何かございませんか。

○議長（関 武徳君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） この件に関しましては、議員さん方が今回替わられましたけれども、

その前の段階から大崎市の議員さん方からは相当御質問を頂戴いたしまして、特別委員会等々も開かせていただいたような形で審議をした内容でございます。

今、御提案がありましたように、今、答弁では令和7年度の早い時期にというお話でございましたけれども、業者が決定した段階で、その後あたりで早めに周知徹底を図っていきたいと考えておりますので、なお、まだ協議会等々があるということ、開催していないということも伺っておりますので、そちらとも連携を図りながら、今後、説明会を開催させていただきたいと考えております。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） 私も10年ほど前、この広域の組合議員でございましたけれども、当初の候補地、そういったところから、A、B、C、Dとありましたけれども、いろんな今までの流れの中でなかなかうまく決まらなかったということがありまして、結果としまして現古川斎場がある地区にという部分のエリアに決まってきたというところは私も認識するものでございます。ただ一方では、やはり自分の地域から斎場がなくなり、当たり前利用されている方々にしてみれば、やはり大きな問題なのです。こういったことをやっぱり1年2年と時間をかけながら、きちんと御説明申し上げていくということもやはり広域の事業の一つだと常に思っていますので、その点を十分に御留意されながら進めていただきたいと思いますと考えてございます。

次の4款3項1目に移ります。

こちらは誰も質疑をされていないようでしたので、西地区熱回収施設建設工事費の中の金額でございますけれども、管理者の施政方針にも記載されてありましたが、今回はDBO方式で建設されたと。いわゆる設計、建設、運営がDBO方式。これは地方公共団体が資金調達をする場合ですね。PFIと違うというのは、民間が全てやる場合がPFIなのですけれども、DBOというのはこちらの広域で資金調達をするということで、財産としても、DBOですから、こちらで持っているということだろうと思うのですが、そのいわゆるチェックです。この辺が運営モニタリングということで記載されてございましたけれども、どのような観点から、金融機関ありませんから、全て広域でチェックをするということですが、どういう運営モニタリングの手法をお考えなのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） ただいま運営モニタリングの手法について御質問をいただきましたので、新しい焼却施設、大崎広域中央クリーンセンターの運転管理は、今、議員がおっしゃったとおりDBO方式による公設民営によるものでございまして、今後、運営事業者が20年間にわたって運転を行っていくものになります。組合で焼却施設の運営状況を管理するモニタリング、この手法につきましては、運営事業者の業務内容につきまして、運転管理の状況、運転経過、点検、検査、補修、薬品類の調達実績、それから施設見学の報告など、組合で事前に示している要求水準書の項目を達成しているかどうかという観点を帳票書類といったものを基に毎月1回、運営モニタリング会議を実施して確認するほか、作業員の対応、それから搬入状

況について現地に足を運んで確認を行うという内容になっております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 佐藤弘樹議員。

○2番（佐藤弘樹君） おおむね了解しました。いろんな観点からモニタリングをすることによって、どのような運営状況なのかということを経営的に調査していく、チェックをしていくのだということが判明してございます。

DBO事業ということで、非常に私も期待感があって、建設着工ということはずっと今まで見守ってきた立場でございましたけれども、このたびこれが運用されている、軌道に乗っていると思うのですが、個人的にも東部クリーンセンターですとか中央クリーンセンターに私本人が直接、かなり、必ず2週に一遍、週に一遍ぐらい必ず利用しているのです。非常に職員の方々が頑張っている部分が分かっているので、そういったところも含めまして、直営の部分と、またDBO方式で運営をお任せしている部分があるかと思うのですけれども、以前もその職員の方々の労務の管理の観点から、例えばベストにちょっと送風機なんかをつけていただくようなものを導入していただいたとか、ございましたので、そういった職員の方々が働きやすい環境づくりということについてもモニタリングしていただいて、決して負荷がかからないように、具合の悪い方が出ないように、こういったことも、少しいろんなことも私も聞くところがありますので、そういったことがないように対応ができるような労務とソフトとハードということで、DBOのチェックをしていただければと思っております。

最後の質疑になりますが、やはりこれは周辺地区の合意形成があってこそ今回の建設着工、そして今の運用であるということをお私に理解するものでございますが、特に桜ノ目地区ですね、一番近接する地区というのは。こちらのほうで推進協議会を開催されているようでございますが、そういった周辺地区の方々の御理解の中で、今回その建設着工、そして運用となっているわけなのですが、何かその地域の振興策ですとか、環境保全に関する協定書の中での御意見の中で、何かそういった食い違い、あるいは不理解、誤解、こういったものはない、あるいは進捗はいかがなんでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 周辺地域との関わりにつきましては、ただいま議員がおっしゃったとおり、現在、大崎広域西地区熱回収施設整備等周辺環境整備推進協議会という組織、それから、その下部組織であるまちづくり専門部会という、この2つを地域からの委員や学識経験者に参加していただきながら定期的で開催しているところでございます。今年度は、桜ノ目地区会と組合、それから熱回収中央クリーンセンターの運転事業者の3者で環境保全協定書を締結する予定になっております。協定書の主な内容につきましては、公害防止、それから施設からの排出基準、そういったものを示した項目、それから情報の共有等について記載しているものになります。

それと、桜ノ目地区の地域振興につきましては、佐藤議員も地域からいろいろお話を伺って、

御懸念の上の質疑だと思いますけれども、確かに昨年度までは地域の委員と意思の疎通がうまくいかなかった部分も若干ありましたけれども、地域振興事業の進め方について話し合いを重ねた結果、現在はお互い共通認識の下に確実に地域振興事業が進んでいるとの理解を地域の委員からもいただいているところでございます。今後も話し合いを重ねて、桜ノ目地区の地域づくりに向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

14番平吹俊雄議員。

○14番（平吹俊雄君） 私から1点ほどお願いしたいのですが、4款2項の用地購入費でございます。

先ほどの全員協議会で御説明がありましたけれども、買収面積が9,382.36平米で26筆、それで地目が田、畑、山林となっているわけですが、この3つのおおの面積、それから予定する単価はどのぐらいになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 今回取得する接続道路用地の面積につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり9,382.36平米でございます。地目は田、畑、山林でございますけれども、その内訳ということでございまして、地目の田は15筆で5,281.88平米でございます。次に、畑は3筆でございまして、面積が1,284.76平米でございます。次に、山林は8筆で、2,815.72平米でございます。

それから単価というお話でございましたが、先ほどもちょっと御説明させていただきましたけれども、これから用地交渉に入る段階でございますので、ちょっと単価については差し控えさせていただきますと思うところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 平吹俊雄議員。

○14番（平吹俊雄君） そうしますと、先ほど地権者と区長と意見交換会をしたということでございますが、そのときには金額的なものは提示しなかったのですか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 意見交換会で単価を出さなかったのかということでございますけれども、そのときは面積と当該部分をお示しただけで、単価については、皆さんがいる前ではお示ししておりません。

以上でございます。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） そのほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。
討論がなければ、採決いたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。
これから議案第13号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第13号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）は、
原案のとおり可決されました。
これをもって、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。
よって、令和4年第2回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。御苦労さ
までした。

閉 会
午後4時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年6月3日

議 長 関 武徳

副 議 長 鈴木 宏通

署 名 議 員 早坂 忠幸

署 名 議 員 平吹 俊雄